

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
東警察署	<p>借用財産について、公有財産台帳の更新を正しく行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="457 548 1412 806"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>大阪市中央区本町1-3-18</td> <td>1基</td> <td>案内表示板</td> <td>無償</td> <td>(注) H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(注) 公有財産台帳では、借用期間が「H19. 2. 16~H23. 3. 31」と誤った入力となっていた。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	大阪市中央区本町1-3-18	1基	案内表示板	無償	(注) H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳へ修正登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間										
土地	大阪市中央区本町1-3-18	1基	案内表示板	無償	(注) H28. 4. 1 ~ R3. 3. 31										

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月1日から令和4年1月31日まで)

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>南警察署</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始後に行われていた。</p> <p>契約名称：令和2年度における自動車燃料の購入に係る単価契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日 2 経費支出伺書の起案日：令和2年5月25日 3 経費支出伺書の決裁日：令和2年5月25日 4 支出負担行為額：7,948,710円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 </div>	<p>検出事項が発生した原因については、入札により業者と契約締結を行ったのみで経費支出関係事務が完了したと錯誤し、経費支出伺書の起案を失念していたものである。</p> <p>今後は、同種事案を再び発生させないよう、課員全員に対して周知徹底を図るとともに、特に年度当初に契約すべき案件について、経費支出伺書の決裁もれがないか、担当者だけでなく幹部のチェック体制も強化し、再発防止を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
鶴見警察署	<p>借用財産について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="454 510 1409 766"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>大阪市鶴見区放出東3丁目1521</td> <td>85.95㎡</td> <td>交番敷地</td> <td>無償</td> <td>(注) R2.4.1～ R7.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(注) 公有財産台帳では、借用期間が「H27.4.1～R2.3.31」のまま放置されていた。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	大阪市鶴見区放出東3丁目1521	85.95㎡	交番敷地	無償	(注) R2.4.1～ R7.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳へ更新登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間										
土地	大阪市鶴見区放出東3丁目1521	85.95㎡	交番敷地	無償	(注) R2.4.1～ R7.3.31										

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月1日から令和4年1月31日まで)

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>阿倍野警察署</p>	<p>自動車燃料の購入に係る単価契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和3年3月31日に遡る形で行われていた。</p> <p>契約名称：自動車燃料の購入に係る単価契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日 2 経費支出変更伺書の起案日：令和3年4月14日 3 経費支出変更伺書の決裁日：令和3年4月14日 4 支出負担行為変更額：26,629円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、自動車燃料の購入前に支出負担行為額の残額を確認すべきところ、この確認が不十分であり、年度末時点での購入量が見込みを超えていたことから支払ができず、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになった。</p> <p>今後は、同種の誤りを繰り返さないよう、支出負担行為額の残額について、契約事務担当者による確認だけでなく、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
豊中警察署	<p>借用財産について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="457 510 1409 766"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>豊中市本町3丁目1-25</td> <td>15.24㎡</td> <td>交番用バイク・自転車置き場敷地</td> <td>無償</td> <td>(注) H28. 6. 1 ~ R69. 12. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(注)借用数量の変更契約を行っていたが、公有財産台帳では、借用数量「89.33㎡」、借用期間「H21. 1. 26~R69. 12. 31」のまま放置されていた。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	豊中市本町3丁目1-25	15.24㎡	交番用バイク・自転車置き場敷地	無償	(注) H28. 6. 1 ~ R69. 12. 31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳へ更新登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間										
土地	豊中市本町3丁目1-25	15.24㎡	交番用バイク・自転車置き場敷地	無償	(注) H28. 6. 1 ~ R69. 12. 31										

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月1日から令和4年1月31日まで)

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
羽曳野警察署	<p>借用財産について、公有財産台帳の更新を正しく行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="454 548 1409 804"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>藤井寺市小山6丁目1189-5</td> <td>3.3㎡</td> <td>交番敷地</td> <td>無償</td> <td>(注) H29.4.1～ H29.7.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(注)借用を終了していたが、公有財産台帳の異動登録では借用期間が「H29.4.1～R69.12.31」と誤った入力となっていた。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	藤井寺市小山6丁目1189-5	3.3㎡	交番敷地	無償	(注) H29.4.1～ H29.7.10	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳へ修正登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間										
土地	藤井寺市小山6丁目1189-5	3.3㎡	交番敷地	無償	(注) H29.4.1～ H29.7.10										

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月1日から令和4年1月31日まで)

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
河内警察署	<p>借用財産について、公有財産台帳に登録を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="457 506 1409 764"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>東大阪市 稲葉1丁目 627-4</td> <td>602.9 ㎡</td> <td>河内別館 敷地</td> <td>無償</td> <td>S48.12.1～ R69.12.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 警察本部施設課所管の際には、公有財産台帳への借用財産の登録をおこなっていた。R2.4.1付で河内警察署へ所属替えされ、公有財産台帳の借用財産の登録も引継がれていたが、その際、誤って借用財産の登録が削除されていた。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	東大阪市 稲葉1丁目 627-4	602.9 ㎡	河内別館 敷地	無償	S48.12.1～ R69.12.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳へ登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間										
土地	東大阪市 稲葉1丁目 627-4	602.9 ㎡	河内別館 敷地	無償	S48.12.1～ R69.12.31										

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月1日から令和4年1月31日まで)

行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
河内警察署	<p>行政財産の使用許可について、2点の不備があった。</p> <p>1 行政財産使用許可書に誤った許可数量を記載していた。</p> <p>許可内容</p> <table border="1" data-bbox="457 621 1412 1031"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤</td> <td>工作物</td> <td>交通信号機 <u>11</u>本</td> <td>防犯カメラ及び広報板</td> <td>免除</td> <td>R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>工作物</td> <td>交通信号機 <u>12</u>本</td> <td>防犯カメラ及び広報板</td> <td>免除</td> <td>R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上記使用許可後、当該行政財産の使用を許可された者から、行政財産目的外使用廃止届により一部廃止の申出があり、本来、行政財産使用許可変更申請書に補正を求めた上で行政財産使用変更許可書を交付すべきところ、誤って行政財産使用許可取消書を交付していた。</p>		種別	許可数量	目的	年間使用料	借用期間	誤	工作物	交通信号機 <u>11</u> 本	防犯カメラ及び広報板	免除	R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31	正	工作物	交通信号機 <u>12</u> 本	防犯カメラ及び広報板	免除	R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31	<p>1 検出事項について、速やかに是正措置を行われたい。 また、検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>2 検出事項について、速やかに是正措置を行われたい。 また、今後は行政財産の使用許可の手続について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第7節 使用許可 第7 使用許可の変更 使用許可を受けた物件の名称、所在場所、構造、数量（面積）、使用期間、使用料及び利用目的を当初の使用許可との同一性を失わせることなく変更する場合をいう。 たとえば、当初、電柱3本を許可したが、後に1本を追加した場合、同一敷地内において設置場所を移動した場合、木柱をコンクリート柱に立て替えた場合等である。</p> </div>	<p>1 検出事項について、当該使用許可条件を正しい使用数量に是正した上で、行政財産使用変更許可書を令和4年2月14日付相手方に交付した。 検出事項が発生した原因は、相手方から提出された行政財産使用に係る申請書の内容と、行政財産使用許可書の内容の確認が不十分であったためである。 今後は同種の誤りを繰り返さないよう、申請書の内容が行政財産使用許可書に確実に反映されているかについて、事務担当者による確認だけでなく、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行う。</p> <p>2 当該行政財産使用許可取消書は職権により取消し、改めて行政財産使用変更許可書を令和4年2月14日付相手方に交付した。 今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	種別	許可数量	目的	年間使用料	借用期間																
誤	工作物	交通信号機 <u>11</u> 本	防犯カメラ及び広報板	免除	R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31																
正	工作物	交通信号機 <u>12</u> 本	防犯カメラ及び広報板	免除	R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>四條畷警察署</p>	<p>自動車修繕の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に、起票日を令和3年3月31日に遡る形で行われていた。</p> <p>契約名称：自動車修繕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日 2 経費支出変更伺書の起案日：令和3年4月12日 3 経費支出変更伺書の決裁日：令和3年4月12日 4 支出負担行為変更額：4,000円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 </div>	<p>検出事項が発生した原因については、自動車修繕前に支出負担行為額の残額を確認すべきところ、この確認が不十分であったため、支出負担行為額の残額が不足し、修繕代金を支払うことができなかった。このため、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになったもの。</p> <p>今後は、同種の誤りを繰り返さないよう、支出負担行為残額の確認について、契約事務担当者による確認だけでなく、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）